

第26回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年8月21日（木） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君	13 番 塩見 秀雄君
14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 10 番 仲佐 久子君

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第108号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第109号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第110号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について
日程第 6	報第107号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 7	報第108号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	報第109号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 9	報第110号 非農地判断の実施について

5. 議事

○午後2時01分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第26回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 4 番 横山委員、5 番 永塚委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日１日と決定いたしました。

○日程第３

議長：齋藤 哲君

日程第３ 議第１０８号 農地法第２条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第１０８号についてご説明いたします。２ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。３ページに案件を掲載しており、４ページに位置図を掲載していますのでご覧ください。

１番は、昭和３６年頃に国道９号整備事業の用地買収により家屋の立ち退きが必要となった際、その代替え用地として家屋が建築されました。当時、申請者の親の代で転用許可が必要という認識がなく、現在に至っています。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（５）転用事実行為から既に２０年以上経過しており、隣接地に対して被害等を及ぼす恐れもないと認められることから、証明の交付を行うことがやむを得ない土地であると判断しております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。６番 足立委員お願いします。

６番：足立 仁行君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を １班 ７番 北中委員 お願いします。

７番：北中 宏一君

７番 北中です。現地調査報告をいたします。今月の調査班は１班で、調査は遠藤係長、越野主任、足立班長、岩崎委員、塩見委員、北中で行いました。昨日、８月２０日の１３時３０分より、事務局より説明を受けてから現地に向かいました。概要は事務局が説明したとおりです。現在すでに宅地として課税されており、調査班といたしましては、非農地として妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

それでは、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件について、非農地と認めることで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第109号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第109号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから7ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、所有権移転が3件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、耕作放棄地とならないための譲受による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約25km、農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約300m、農機具はトラクター4台を所有しています。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■■です。

3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約600m、農機具は、田植機1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人、妻、父の計3名となります。この農地の対価は、■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 7番 北中委員 お願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。農地法第3条の案件1番の説明をいたします。譲渡人が数年前に亡くなった元の所有者故人の姉で、最近相続いたしました。が、遠方に住んでいるため管理ができないため、近くに住む譲受人に譲渡するものです。現在耕作されてはいませんが、草刈り管理で維持はされています。近隣の農地に影響を与えることはないと思われ。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 12番 新田委員お願いします。

12番：新田 里恵君

12番 新田です。2番案件の説明をいたします。3筆ございますけども3筆まとめて2,617㎡ですが、譲受人は牛を飼っておりまして、繁殖和牛を21頭飼育して経営しております。牛の飼料が高騰しておりまして、牧草を作り飼料にする計画でございます。周辺の農地に影響を与えることはない

考えます。委員の皆様の審議をお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について 2番 添田委員お願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。3番案件について説明いたします。譲渡人は約10年前にご主人が亡くなられ、それ以降、第三者の方に耕作していただいておりますが、耕作者が今回もう歳だからしないということで、その農地からは比較的近い方なんですけども、耕作面積が本人さんは今、0になっております。同居する父親が耕作している関係上こういうことになっております。谷間の少し離れたところなんですけど、この農地以外に耕作しているところがなく他に影響を与えるものはないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番から3番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から3番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第110号 農用地利用集積等促進計画に対する意見照会について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第110号についてご説明いたします。8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので、審議を求めるものです。計画については、11ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権6件、面積5千435㎡、使用貸借権6件、面積7千744㎡、全体で12件、総面積が1万3千179㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第110号についてご説明いたします。詳細は12から13ページです。今回の農用地利用集積等促進計画は、すべて、しまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第107号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第107号についてご説明いたします。14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。15ページから17ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、3件で、相続が3件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第108号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第108号についてご説明します。18ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。19ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第109号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第109号についてご説明します。20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。21ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第110号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第110号についてご説明いたします。22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。23ページから27ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、217筆を抽出し、令和7年8月4日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地202筆、面積8万3千439㎡をこのたび非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第26回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時21分 閉会